

○伊勢広域環境組合公告式条例

平成 15 年 1 月 15 日

組合条例第 1 号

改正 平成 17 年 11 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 16 条第 4 項及び第 5 項の規定に基づき、条例、規則等の公布及び公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(条例の公布)

第 2 条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、次に掲げる掲示場に掲示して行う。

- (1) 伊勢市役所前掲示場
- (2) 明和町役場前掲示場
- (3) 玉城町役場前掲示場
- (4) 度会町役場前掲示場

(規則に関する準用)

第 3 条 前条の規定は、規則について準用する。

(規程の公表)

第 4 条 規則を除くほか、管理者の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び管理者名を記入して、管理者印を押さなければならない。

2 第 2 条第 2 項の規定は、前項の規程について準用する。

(その他の規則及び規程の公表)

第 5 条 第 2 条の規定は、議会の会議規則、傍聴規則その他組合の機関の定める規則で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条第 1 項中「管理者」とあるのは「当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、組合の機関の定める規程で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条第 1 項中「管理者名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の氏名」と、「管理者印」とあるのは「当該機関印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

(施行期日の特例)

第 6 条 管理者の定める規則若しくは規程又は組合の機関の定める規則若しくは規程は、特に施行期日を定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 11 月 1 日組合条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。